

公益財団法人建築技術教育普及センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人建築技術教育普及センターと称する。

2 前項の名称は、英文では、The Japan Architectural Education and Information Centerと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建築設計・工事監理業務に関する試験の実施、これらの業務に係わる建築技術者の啓発及び資質の向上に資する事業の実施等を通じ、健全な建築活動の発展を図り、もって国民の生活の安定確保及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 建築士試験、建築設備士試験の実施に関する事業
- (2) インテリアプランナーの試験・登録の実施に関する事業
- (3) 建築設計・工事監理業務等に係わる建築技術者の人材の育成、資質の向上に資する講習の実施に関する事業
- (4) 建築技術及び建築技術者教育等に関する調査研究の実施及び助成
- (5) 建築技術の普及啓蒙及び建築技術者の活動の振興に関する事業の実施及び助成
- (6) 建築設計・工事監理業務に係わる建築技術者の資格の国際化に資する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了す

るまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類並びに監査報告については、定時評議員会に提出し、第1号の書類及び監査報告についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議

員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等及び費用）

第13条 評議員に対して、各事業年度の総額が200万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、前項に規定する報酬等のほかに、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 この法人に評議員会を置き、評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から、その都度互選する。

(定足数)

第19条 評議員会は、この定款に特別の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。
- 6 評議員会は、法令で定める場合を除き、第17条第3項に基づき通知された目的以外の事項について決議することができない。
- 7 決議をする場合には、代理人の出席による議決権の行使、書面等による議決権の行使及び持ち回りによる議決権の行使は認められない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項に規定する議事録は、評議員会の日から主たる事務所に10年間、また、その写しを従たる事務所に5年間備え置く。

第6章 役員

(役員を選任)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上25名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

3 理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各理事について、次のイからへまでに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(役員を選定等)

第23条 理事会の決議により、理事の中から理事長1名を選定するほか、理事長以外の理事の中から副理事長1名、専務理事1名及び常務理事1名を選定することができる。

2 前項の理事長、副理事長及び専務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号に規定する代表理事（以下「代表理事」という。）とする。

3 第1項の常務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に

規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

また、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を総括し、理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を代行する。

5 常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担して処理する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、その他認められた法令上の権限を行使しなければならない。

（役員任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等及び費用）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、前項に規定する報酬等のほかに、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（役員損害賠償責任の免除）

第29条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の理事又は監事の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から同法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置き、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事長が必要と認めて付議した事項
- (5) 法人法第197条において準用する同法第84条第1項に基づく承認

2 法人法第197条において準用する同法第84条第1項各号に規定する取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度6月と3月に開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 法令で定めるところにより、監事から理事会への報告をするために会議の開催の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知を発しなければならない。ただし、前項の規定による招集にあっては、その請求があった日から5日以内に各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、この定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 決議をする場合には、代理人の出席による議決権の行使、書面等による議決権の行使及び持ち回りによる議決権の行使は認められない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項に規定する議事録は、理事会の日から主たる事務所に10年間備え置く。

第8章 顧問

(顧問)

第38条 この法人に、任意の機関として、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の基本的運営事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱又は解職する。
- 5 顧問に対して、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。また、報酬等のほかに、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第9章 事務局及び職員

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、浅野宏及び鈴木眞生とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

上野 浩也

浦 一也

岡本 慶一

上村 直子

佐々木 宏

佐藤 東亜男

島崎 勉

島田 孝好

杉山 義孝

砂川 俊雄

祖父江 隆弘

高橋 健彦

三井 康壽

長澤 泰

六鹿 正治

附 則

この変更は、平成26年8月18日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	500,000,000円